

改正

令和6年4月1日

所沢市「緑に親しむ運動」キャンプ用具の貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年に緑と土と太陽に親しませ、自然の中での集団活動を通じて心身の健全な発達を図るため、キャンプ用具（以下「用具」という）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(用具の種類)

第2条 用具の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) テント（キャンプ用・タープ）
- (2) 飯ごう
- (3) 大鍋
- (4) 鉄板

(貸出条件)

第3条 用具は、次に掲げる者により構成される団体であって、この要綱の趣旨に沿った活動を行うものに貸し出すものとする。ただし、中学生以下の者が構成する団体にあつては、必ず成人の責任者を置き、活動に同行しなければならない。

- (1) 市内に居住する青少年
- (2) 市内に通勤又は通学する青少年

2 市長は、前項の団体の活動に支障がないと認めるときは、当該団体以外で適当と認められたものに用具の貸出しを行うことができる。

(貸出期間)

第4条 用具の貸出期間は、貸出日から起算して15日以内とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(申請等)

第5条 用具の貸出しを受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、所沢市「緑に親しむ運動」キャンプ用具貸出申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 申請者は、電話により貸出しの予約を行うことができる。この場合において、予約した申請者は、速やかに前項の申請書を提出しなければならない。
- 3 用具の貸出しは先着順とする。ただし、前項の予約があつたときは、これを優先

する。

(許可等)

第6条 市長は、用具の貸出しを許可するときは、所沢市「緑に親しむ運動」キャンペーン用具貸出許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

2 前項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、貸出日に青少年課窓口で用具を受け取るものとする。

3 使用者は、その用具を第三者に転貸し、又は譲渡してはならない。

(使用料)

第7条 用具の使用料は、無料とする。

(用具の返還等)

第8条 使用者は、用具を原状に復し、貸出期間の最終日（当該日が市の休日に当たるときは、その翌日とする。）の午後4時までに青少年課窓口に戻さなければならない。

2 市長は、用具の原状復帰が不十分であると認めたときは、当該使用者の次回以降の用具の貸出しを許可しないことができる。

(損害賠償)

第9条 使用者は、その責めに帰すべき事由により用具を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日）

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

改 正（平成10年7月1日）

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成19年10月23日）

この要綱は、平成19年10月30日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。